

# 3 か月運動 山形ゼロ災

2018年10月1日～12月31日

- 経営トップによる「安全衛生宣言」
- 職場巡視・4S(5S)活動・KY(危険予知活動)の実施
- 危険の「見える化」の推進・転倒災害防止

主催：山形労働局・各労働基準監督署  
山形県労働災害防止関係団体連絡協議会・各地区労働基準協会



てんとうぼうしくん

## 「山形ゼロ災3か月運動・2018」実施要領（概要）

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事に安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要です。

県内の労働災害による死傷者数は、長期的には着実に減少しており、昨年（2017年）の休業4日以上死傷者数は1,126人となっております。また、死亡者数については6人（2017年）と過去最少となりました。しかし、近年、第三次産業における災害が増加傾向を示すなどその減少率が鈍化しています。

このような状況の下、2018年度は「第13次労働災害防止計画」の初年度として、新たな災害防止に関する施策が展開されることを踏まえ、誰もが安心して安全で健康に働くことができる社会を目指し、労働災害のない社会の実現に向け、経営トップが、労働者の安全と健康の確保を自らの問題と再認識して「安全衛生に関する宣言」を行い、労働災害防止の自主的な取組の促進を行う事業場参加型の運動を実施するものです。

運動期間：平成30年10月1日（月）から12月31日（月）まで

参加申込期間：平成30年8月1日（水）から9月30日（日）まで

参加費：無料

参加資格：山形県内の事業場（本社、支店、営業所、工場等）

〈建設現場は、工期が実施期間（10/1-12/31）を超える場合、現場単位で参加可能です〉

参加申込方法：「参加申込書」に記入の上、主催者団体に郵送又はFAX等で申し込んでください。

参加シールの交付：参加申込み事業場には、参加シールを交付します。

参加事業場名の公表：参加事業場名を、安全衛生管理活動を積極的に取り組む事業場として主催者団体や山形労働局のホームページ等で公表します。（公表を希望しない場合を除く。）

〈※山形労働局ホームページでの事業場名公開は10月中旬頃を予定しています。〉

### 参加事業場の実施事項

- ◎ 経営トップによる「安全衛生に関する宣言」
- ◎ 「無災害運動」（災害防止活動）の実施（1つ以上実施ください。）
  - ・経営トップ等による職場巡視
  - ・安全大会又は安全衛生に関する研修会の開催
  - ・危険の「見える化」の実施（転倒危険箇所マップ作成等）
  - ・安全衛生の各級管理者の役割の確認
  - ・日常の安全衛生管理活動実施状況の点検

---

主催者：山形労働局・各労働基準監督署

：山形県労働災害防止関係団体連絡協議会・各地区労働基準協会

（一社）山形県労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会山形県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山形県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会山形県支部、（公社）建設荷役車輛安全技術協会山形県支部、（公社）ボイラ・クレーン安全協会山形事務所、山形県ボイラ工業協会、（一社）山形県溶接協会、山形県建設労働組合連合会、山形産業保健総合支援センター